

## 学位申請手続について（課程博士）

### 1 学位授与に至るまでの過程

別図のフローチャートのとおり

学位申請書類記入見本：別添

### 2 研究発表会

研究がほぼ完了したときに、研究発表会を開催し、研究の成果を発表しなければなりません。研究発表会は、研究科委員会で選出された5人のアドバイザーが出席し、研究の内容について討議し、学位論文完成への指針を与えることを目的としていますので、掲載済み又は投稿済みの論文は、研究発表の対象になりません。

#### (1) 研究発表会の省略

MEDLINE, JOURNAL CITATION REPORTS, CURRENT CONTENTS, WEB OF SCIENCE 又は SCOPUS のいずれかに収録されている学術誌に掲載又は掲載が受理された欧文論文の場合は、研究発表会を省略できます。

したがって、上記に収録されている学術誌以外の学術誌へ投稿する場合には、必ず投稿前に研究発表を行わなければなりません。

#### (2) 研究発表会の申込みについて

研究発表会を行う際にはあらかじめ申し込みをすることが必要です。この際、申込書（教務課に用意してあります。また、学内ホームページ banana 及び大学ホームページからダウンロードできます。）に「研究結果の要旨」を添えて教務課へ提出します。

「研究結果の要旨」の記載については、必ず所定の用紙（教務課に用意してあります。また、学内ホームページ banana 及び大学ホームページからダウンロードできます。）2枚を用い、次のいずれかの方法で記載します。

- ・ 2000字の文字のみによる記載（図表を記載しない場合）
- ・ 1枚に本文(1000字)を記載し、残りの1枚に図表を記載（図表の記載については、その点数に制限はありませんが、A4サイズの用紙1枚に収まる範囲内とします。）

### 3 学位申請

研究発表後、論文を投稿し、学術誌に掲載又は掲載予定証明が発行された時点で、学位申請を行うことができます。

#### (1) 学位申請関係書類

- ① 学位論文審査願 1部（所定の用紙）
- ② 論文目録 1部（所定の用紙（データファイルによる提出可））

③ 主論文の要旨（表紙・内容）	1部（所定の用紙（データファイルによる提出可））…※1
④ 主論文	5部……………※2
⑤ 同意書 [共著の場合のみ]	1部（所定の用紙）
⑥ 掲載予定証明書[論文投稿中の場合のみ]	1部
⑦ 誓約書	1部（所定の用紙）
⑧ 参考論文	各5部（なしでも可）…※3
⑨ 履歴書	1部（所定の用紙）
⑩ 写真	1枚（証明書用（縦4cm×横3cmのもの））
⑪ 研究指導報告書	1部（所定の用紙）

※1 「主論文の要旨」の記載方法について

- ・ 所定の用紙2枚を用い、1枚に1000字で本文を記述し、残りの1枚に図表を記載します。（図表の記載については、研究発表会の「研究結果の要旨」を記載する場合と同様です。）
- ・ なお、研究発表会の「研究結果の要旨」は「2（2）研究発表会の申込みについて」において述べた記載方法を選択できますが、学位申請時の「主論文の要旨」は、この記載方法（本文1000字と図表各A4サイズ用紙1枚）に限りますので混同しないようにしてください。（文字のみの記載は認められません。）

※2 主論文について

- ・ 権威ある学術誌（研究科委員会申合せ「学位論文審査について」参照）に印刷公表された原著とします。  
ただし、印刷公表されるべき原稿をもってこれに代えることができますが、この場合、発表機関の掲載予定証明書（メール等掲載が確実である旨を証明できれば可）を添付しなければなりません。
- ・ 共著論文でも提出可能ですが、学位申請者が筆頭著者でなければなりません。

※3 参考論文について

- ・ 主論文に関係の深い論文を参考論文として添付することができます。

※4 すべての書類のデータファイルは、学内ホームページ「banana」及び大学ホームページ <http://www.aichi-med-u.ac.jp/su12/index.html>（ID:kenkyuka1, パスワード:amu）に掲載しています。

上記については、研究科委員会申合せ「学位論文審査について」を参照ください。

(2) 学位関係書類の提出時期

4年生が3月に修了するためには、2月に開催の研究科委員会までに課程修了の判定を終える必要がありますので、遅くとも12月中に学位申請関係書類を提出してください。

4 単位取得退学について

大学院に4年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたが、学位論文の審査が不合格又は学位申請論文を未提出で本大学院を退学した場合を「単

位取得退学」といいます。(学生本人が、履歴書等に「満了」と記載することを認めています。)

この単位取得退学後2年以内に、学位論文を提出し、かつ学位論文の審査及び最終試験に合格すれば、課程博士として学位が授与されます。これに間に合わせるためには、単位取得退学後2年に至る3～4か月前には学位論文を提出してください。

なお、単位取得退学後2年を超えた場合は、論文博士として学位を申請しなければならないので、ご注意ください。

#### ※ 単位取得退学後の研究上の身分について

単位取得退学後は、本学大学院学生の身分がなくなるので、学位に関する手続きを行うに当たっては、本学における研究上の身分を取得することが原則となりますが、退学後2年以内であればこの身分を取得することなく学位申請を行うことができます。(ただし、研究発表会の申請については、研究上の身分を取得していなければなりません。これは、研究発表会が発表者に学位論文完成への指針を与えるものであるため、発表者は当然に本学での研究上の身分を取得していることが求められるからです。)

### 5 在学延長について

4年間の在学中に所定の単位を修得したものの、学位申請論文が未完成の場合、1年を単位として在学期間を延長することができます。(ただし、在学年限を超えない範囲での延長となります。)

### 6 早期修了について

大学院の在学年数は原則「4年以上」ですが、大学院学則第17条第2項により、極めて成績が優秀で、かつ、所定の授業科目を30単位以上修得している者は、在学年数を「3年以上」に短縮することが可能です。

### 7 関係規則

- 研究科委員会申合せ「学位論文審査について」(別添1)
- 研究科委員会申合せ「研究発表会について」(別添2)
- 研究科委員会申合せ「学位申請時の本学における研究上の身分について」(別添3)
- 研究科委員会申合せ「大学院学則第18条第2項に該当する者の取扱いについて」(別添4)
- 大学院学則第17条第2項に規定する極めて成績の優秀な者について(別添5)

### 8 その他

その他詳細については、医学部事務部教務課に照会してください。

## 学位論文審査について

昭和58年1月27日

研究科委申合せ

## 1 学位論文について

(1) 提出する学位申請論文（主論文）は，単著論文とする。ただし，共著論文でも次の各号に該当するものは，これを主論文として提出することができる。

ア 学位申請者が共著論文の筆頭者であること。（イコールコントリビューションの場合も筆頭者であること。）

イ 学位申請者以外の者が主論文として使用したことがないものであること。

ウ 主論文作成にあたって，申請者が主たる役割を果たしたものであること。

エ 学位申請者以外の共著者が主論文とすることに同意したものであること。

(2) (1)のイ，ウ及びエについては，所定の同意書（様式1）を添付しなければならない。

(3) 主論文は，権威ある学術誌に印刷公表された原著とする。ただし，印刷公表されるべき原稿をもってこれに代えることができる。この場合には，発表機関の掲載予定証明書を添付しなければならない。

なお，権威ある学術誌とは査読制をとっている学会誌等を指す。

(4) 主論文は，本学以外の大学へ学位論文として提出したことがないものであること。（誓約書（様式2）添付のこと。）

(5) 主論文には，これと関連する参考論文を添付することができる。

(6) 本学主催の研究発表会でその内容があらかじめ発表されたものであること。

ただし，主論文が，MEDLINE, JOURNAL CITATION REPORTS, CURRENT CONTENTS, WEB OF SCIENCE 又は SCOPUS に収録されている学術誌に掲載又は掲載が受理された欧文論文の場合，研究発表会での発表を必要としない。

なお，研究発表会については，別に定める。

## 2 学位申請書類

(1) 学位を申請するに必要な書類及び提出部数は，次のとおりとする。

	課程博士	論文博士	部数
(1)	論文審査願	学位申請書	1
(2)	論文目録	同左	1（電子ファイル可）
(3)	主論文の要旨	同左	1（電子ファイル可）
(4)	主論文	同左	5
(5)	参考論文	同左	各5
(6)	履歴書	同左	1
(7)	—————	研究歴証明書	1
(8)	写真（証明書用）	同左	1
(9)	—————	学業成績証明書	1

※ その他審査に必要な資料の提出を求めることがある。

(2) 主論文の要旨については、次に定めるとおり記述するものとする。

ア 所定の用紙2枚を用いること。

イ 主論文の要旨の内容（以下「内容」という。）を1枚に1000字程度で記述し、他1枚に図表等を記載すること。

ただし、内容に、他1枚に記載する図表等の説明を加えないこと。

3 論文博士の学位授与について

論文博士の学位授与は、最初の課程博士の学位を授与した後1か年後からとする。

## 研究発表会について

昭和58年1月27日  
研究科委申合せ

## 1 目的

研究発表会は、本学大学院の学生又は本学大学院の課程を経ない者で本学に学位授与の申請をしようとするものが研究をほぼ完了したときに、その成果を口頭で発表させ、内容について討議し、学位論文完成への指針を与えることを目的とする。

## 2 構成

研究発表会は、あらかじめ発表する研究に関係ある専門分野から選ばれた5人のアドバイザーの出席を求め、発表者の研究指導教授を座長として開く。

アドバイザーは、研究科委員会の議を経て研究科長が選出する。ただし、アドバイザーに本学の大学院担当教員及びそれ以外の教員を加えること、並びに必要に応じ本学教員以外の者も加えることができる。なお、この場合、研究科委員会の構成員が3名以上加わるものとする。

## 3 運営

研究科委員会運営委員会は、研究発表会の日時等を決定し公示する。

研究発表会は、アドバイザーの過半数の出席により成立する。

アドバイザー以外の本学教員及び本学大学院学生は、研究発表会に出席することができる。

研究発表会の時間は、討議時間を除いて、1人20分間程度とする。

研究の発表は発表者が行い、質問に対する答弁は発表者が行うものとするが、発表者の研究指導教授はこれを補足することができる。

発表内容については、アドバイザーが、質疑を行い、必要なアドバイスと検討を行う。

## 4 申込

(1) 研究発表会の申し込みは、所定の申込書に研究結果の要旨7部を添えて、学長に提出する。

(2) 前項の研究結果の要旨は、所定の用紙（以下「用紙」という。）2枚を用い、次の各号のいずれかの方法により記述するものとする。

ア 2,000字程度とすること。

イ 用紙1枚に1,000字程度とし、他1枚に図表等を記載すること。ただし、この記載する図表等の説明を他1枚の記述に加ええないこと。

## 5 記録

研究発表は、座長が記録する。

## 6 その他

論文博士外国語試験合格後に、研究発表を行う者は、合格の日から2年以内に実施しなければならない。

学位申請時の本学における研究上の身分について

平成12年12月14日  
研究科委員会申合せ

「学位（論文博士）の出願資格等について」（昭55.9.25研究科委員会申合せ）に定める研究歴について出願資格として必要な期間を満たす者は、同期間を満たした後本学において研究を行うための身分（以下「身分」という。）の継続を停止した後2年以内については、身分を取得することなく学位申請（学位申請資格審査に係る申請を含む。）を行うことができる。

また、大学院を単位取得退学した者についても、単位取得退学後2年以内であれば同様に扱うものとする。

大学院学則第18条第2項に該当する者の取扱いについて

昭和59年10月25日  
研究科委申合せ

大学院に4年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者で学位論文の提出等ができなかった者の取扱いは、大学院学則に定めるもののほか次によるものとする。

- 1 次の各号の一に該当する者は、在学期間を延長し、若しくは休学又は退学するものとする。ただし、退学後2年以内に学位論文を提出し、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者は本学大学院を修了した者として学位を授与する。
  - (1) 所定の期限までに学位論文の提出ができなかった者
  - (2) 学位論文の審査及び最終試験に合格できなかった者
- 2 在学期間の延長は、学年又は学期の単位で延長を許可するものとする。
- 3 再入学は、退学した日から2年以内に限り許可することができるものとし、その時期は、学年又は学期始めとする。
- 4 再入学を許可された者の授業料等の額は、退学時のそれと同一とする。



大学院学則第17条第2項に規定する極めて成績の優秀な者について

平成12年10月12日  
研究科委員会申合せ

大学院学則第17条第2項に規定する極めて成績の優秀な者とは、次のいずれにも該当する場合とする。ただし、平成24年3月31日までについては、従前の論文についても同条同項に規定する者に該当するものとする。

- 1 学位論文は、主著の欧文論文であり、JOURNAL CITATION REPORTSに収録されている質の高い学術誌（以下「JCR 収録誌」という。）に掲載又は掲載が受理されたものであること。
- 2 学位論文以外に、JCR 収録誌に掲載又は掲載が受理された主著の欧文論文（原著論文）が1編以上あること。